明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（四二七）　二
○行政機関職員定員令の一部を改正する政令（四二八）　三
○在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（四二九）　四
○公文書等の管理に関する法律施行令の一部を改正する政令（四三〇）　五
○農業改良助長法施行令の一部を改正する政令（四三一）　六
○児童手当法施行令の一部を改正する政令（四三二）
○児童扶養手当法施行令の一部を改正する政令（四三三）
○個人情報保護委員会事務局組織令（四三四）

〔府　令〕
○児童手当法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府七三）　六

〔省　令〕
○在外選挙人名簿の登録申請に関する領事官の管轄区域を定める省令の一部を改正する省令（総務・外務一）　一〇
○法務省定員規則の一部を改正する省令（法務五六）　一三
○供託規則の一部を改正する省令（同五七）
○財務省組織規則の一部を改正する省令（財務八六）　一三
○財務省定員規則の一部を改正する省令（同八七）
○国民年金法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一七二）
○飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産八四）
○農業改良助長法施行規則の一部を改正する等の省令（同八五）　一四
○環境省関係構造改革特別区域法施行規則の一部を改正する省令（環境三九）　一四

〔告　示〕
○大学等における職業実践力育成プログラムの認定に関する規程第二条の規定により大学等の課程を認定した件（文部科学二〇〇）　一四
○平成十二年三月十五日農林水産省告示第三百七十八号の一部を改正する等の告示（農林水産二七五二）　一七
○構造改革特別区域法施行令第七条に基づき環境大臣が定める溶融加工の方法の一部を改正する件（環境一三九）　一六

〔官庁報告〕
官庁事項
国民の保護に関する基本指針の変更（内閣官房）　一七
消費者庁国民保護計画の変更について（消費者庁）　一七
法務省国民保護計画の変更について（法務省）　一八
財務省・国税庁国民保護計画の変更について（財務省・国税庁）　一八
文部科学省・スポーツ庁・文化庁国民保護計画の作成及び変更について（文部科学省・スポーツ庁・文化庁）　二〇
厚生労働省国民保護計画の変更について（厚生労働省）　二〇
農林水産省・林野庁・水産庁国民保護計画の変更について（農林水産省・林野庁・水産庁）　二六
経済産業省、資源エネルギー庁及び中小企業庁国民保護計画の変更について（経済産業省・資源エネルギー庁・中小企業庁）　二八
海上保安庁国民保護計画の変更について（海上保安庁）　二九
防衛省及び防衛装備庁の国民保護計画の作成及び変更について（防衛省・防衛装備庁）　三〇

〔資　料〕
四半期別ＧＤＰ速報（二次速報）（二〇一五（平成二十七）年七～九月期）（内閣府）　三三

本号で公布された法令のあらまし

◇個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四二七号）（内閣官房）

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正関係

1　特定個人情報ファイルを取り扱う事務に従事する者に対して、当該ファイルを保有する行政機関の長等が行う研修の実施方法について定めることとした。（第二条関係）

2　その他所要の規定の整備を行うこととした。（第二条関係）

二　行政機関職員定員令の一部改正関係

個人情報保護委員会の職員の定員を定める等の所要の改正を行うこととした。（第四条関係）

三　特定個人情報保護委員会事務局組織令の廃止関係

特定個人情報保護委員会事務局組織令を廃止することとした。（第七条関係）

四　その他関係政令の一部改正関係

個人情報の保護に関する法律施行令、消費者庁組織令等の関係政令について、所要の規定の整備を行うこととした。（第一条、第三条、第五条及び第六条関係）

五　この政令は、平成二八年一月一日から施行することとした。

◇行政機関職員定員令の一部を改正する政令（政令第四二八号）（内閣官房）

1　外国人旅客が増加している港及び飛行場における入国手続に要する待ち時間の短縮等を図るため、法務省及び財務省の職員の定員を改正することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。